

フィットランド東京ドーム 細則

フィットランド東京ドームの会則に基づき、会社は以下の通り細則を定めます。

第 1 条 〈会員種類〉

別途定める会員種類参照

第 2 条 〈登録料及び会費〉

別途定める会員種類参照

第 3 条 〈会費の支払い〉

- 1 支払い方法はクレジットカード決済によるものとします。
- 2 振替日は毎月金融機関の第 1 営業日とします。

第 4 条 〈利用料〉

別途定める会員種類参照

第 5 条 〈登録料〉

会員登録・会員証発行料として、入会時に 3,000 円（税別）を支払うものとします。

第 6 条 〈営業時間・定休日〉

- 1 営業時間は次の通りとします。

平日	9:00~22:30
土日祝	9:00~21:00
- 2 定休日は、3 か月に 1 日の定期休館及び年末年始とし、詳細は本クラブ施設内での掲示または本クラブのウェブサイトにて告知します。

第 7 条 〈営業時間・定休日の変更・臨時休業等〉

- 1 会社は、諸般の事情により営業時間・定休日等を変更する場合があります。
- 2 会社は、次の各号の事由により施設の全部または一部を臨時に休業、使用制限することがあります。
 - ① 商業施設全体が営業を休止するとき。
 - ② 天災、地変等やむを得ない理由によりクラブを開場できないとき。
 - ③ 施設の補修または改修をするとき。
 - ④ 会社の営業上に必要が生じたとき。
- 3 会社は、前項第 1 号、3 号及び第 4 号の場合には、事前に会員に本クラブ施設内での掲示または

本クラブのウェブサイトにて告知するものとします。

第 8 条〈ビジターの施設利用〉

- 1 会社は、ビジターの申込手続きをした方が会則 7 条（入会資格）に定める条件をすべて満たす場合において、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、ビジターに対して本クラブの施設の利用を認めることができます。（施設体験として、原則 1 人 1 回までとします。）
- 2 ビジターは、会社に対して、本クラブの利用に際し、1 人 1 回 1,500 円（税別）を支払うものとします。
- 3 会社は、ビジターの人数を制限したり、本クラブの施設の利用を制限したりすることができるものとします。

第 9 条〈再発行〉

- 1 会員は、会員証を紛失した場合には、再発行の手数料として 1,500 円(税別) を支払うものとします。
- 2 会員は、更衣室内ロッカー及び契約個人ロッカーの鍵を紛失した場合には、再発行の手数料として 3,000 円（税別）を支払うものとします。

第 10 条〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、本細則の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は 1 か月前までに本クラブの施設内における掲示および本クラブのウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第 11 条〈施行〉

2024 年 1 月 1 日 施行